

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私の実家は自営業をされており、私は大学を卒業した後、兄と一緒に父の仕事を手伝っていた。

母が私の国民年金の加入手続を行い、家族の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間当時は、地区の納付組織が国民年金保険料の集金を行っており、役員をしていた母は必ず納付していたはずなので、申立期間が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間を除く国民年金被保険者期間に係る国民年金保険料は納付済みである。

また、申立期間当時、申立人と同居し、国民年金に加入していた家族は母と兄であるところ、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする母は既に死亡しているため、当時の具体的な状況は不明であるが、申立人の兄は、「国民年金保険料は母が納付してくれていた。」と証言しており、申立人の母及び兄の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人の両親は、制度発足当初から国民年金に加入し、特殊台帳により納付年月日が確認できる昭和 39 年度及び 41 年度の国民年金保険料に係る納付年月日は一致している上、母及び姉は昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を 50 年 10 月 22 日に現金納付していることが確認できることから、申立人の家族は国民年金保険料の納付意識が高く、家族の国民年金保険料は一緒に納付されていたものと推認できる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和 55 年 5 月 22 日から同年 6 月 2 日までの間に払い出されたことが推認でき、この時点で申立期間に係る保険料は過年度納付することが可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和38年6月及び同年7月については4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から39年6月1日まで
私が勤務したA株式会社（現在は、株式会社B）に係る昭和38年6月から39年5月までの期間の標準報酬月額が3万9,000円とされているが、私が所持する38年6月分から同年9月分までの期間の給与明細書では4万5,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されている。

なお、昭和38年10月分から39年5月分までの期間の給与明細書は所持していないが、当該期間の標準報酬月額も4万5,000円であったと思うので、申立期間に係る標準報酬月額を4万5,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、昭和38年6月から39年5月までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。
- 2 申立期間のうち、昭和38年6月及び同年7月に係る標準報酬月額に

については、申立人は、「4万5,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されている。」と主張しているが、申立人が所持するA株式会社に係る同年6月及び同年7月の給与明細書において確認できる報酬月額（給与支給総額）から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する申立人に係る記録及びA株式会社に係る船員保険被保険者名簿の記録において、当該期間における標準報酬月額（3万9,000円）が一致していることから、事業主はオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果社会保険事務所は、前述の給与明細書から確認できる標準報酬月額（4万2,000円）に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和38年8月及び同年9月に係る標準報酬月額については、申立人が所持する同年8月及び同年9月に係る給与明細書から、申立人が主張する標準報酬月額（4万5,000円）に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、同年8月分の報酬月額に見合う標準報酬月額は2万8,000円、同年9月分の報酬月額に見合う標準報酬月額は3万円であり、当該期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額が申立人のオンライン記録上の標準報酬月額（3万9,000円）を超えていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和38年10月から39年5月までの期間について、申立人は「当該期間も、標準報酬月額は4万5,000円であったと思う。」と主張するところ、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、株式会社Bは「申立人に係る標準報酬月額の記録は保管しているが、厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無い。」と供述しており、申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料の提供が得られないことから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和38年8月から39年5月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所（昭和27年7月1日、B事業所に名称変更、現在は、C事業所）における資格取得日に係る記録を25年10月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を25年10月から26年12月は4,500円、27年1月から同年11月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月20日から27年12月15日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和25年10月19日A事業所D工場から同一敷地内にあった同事業所E支所へ異動となった。

昭和31年10月30日に、同事業所が名称変更をしたB事業所を退職するまで休職や長期欠勤をしたことも無い。

異動で職場が変わっただけなのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年10月19日にA事業所D工場から同一敷地内にあった同事業所E支所へ異動となったと主張しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある当該同僚のうち二人は、申立人の異動時期は覚えていないものの同事業所に継続して勤務していたと供述しており、オンライン記録により、昭和27年7月末に同事業所D工場から同事業所E支所に異動したことが確認で

きる同僚の一人は、「申立人は、私より前に同事業所D工場から同事業所E支所へ異動したと思う。」と述べている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A事業所D工場での資格喪失原因は「転勤」とされており、申立人及び同僚の供述と一致している。

さらに、C事業所の社会保険事務担当者は、「申立期間当時を知る職員はいないため当時の厚生年金保険の取扱いは不明であるが、異動において資格喪失日と資格取得日に空白期間があるのであれば、当時の社会保険事務担当者間の連絡が不十分なことにより手続を誤った可能性があると思われる。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間にA事業所E支所に継続して勤務し（同事業所D工場から同事業所E支所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同僚の記録から25年10月から26年12月を4,500円、27年1月から同年11月を7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月30日

有限会社Aから平成16年12月30日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該標準賞与額が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の経理担当者は「社会保険事務所（当時）から指導され平成16年12月の賞与の届出を行ったはずである。」としているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、標準賞与額（＜標準賞与額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月15日

A株式会社から平成18年12月15日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、標準賞与額（＜標準賞与額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件5件（別添一覧表参照）

別添一覧表

項番	事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
1	847	男		昭和35年生		97万円
2	848	男		昭和50年生		50万3,000円
3	849	男		昭和38年生		61万3,000円
4	850	男		昭和51年生		48万3,000円
5	851	女		昭和27年生		66万5,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年ごろから45年ごろまで

私は、昭和36年ごろから45年ごろまでの期間において、Aに所在したB事業所及び同事業所の下請事業所であるC事業所の従業員として建築工事に従事していた。

B事業所及びC事業所の従業員として厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人は、B事業所及びC事業所が建築工事を行ったとするD事業所など具体的な建築工事現場を記憶していることから、申立人がB事業所及びC事業所で建築工事に従事していたことはいくらかがえる。

しかし、適用事業所名簿によると、B事業所及びC事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、申立人は同僚及び上司の名前を覚えておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間において、各事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

加えて、オンライン記録から、申立人は昭和36年4月から平成2年3月までの全期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は申立期間に係る医療保険の加入について、国民健康保険に加入していたと述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から28年3月6日まで

私は、昭和27年3月に学校を卒業した後、株式会社AのB工場に入社した。

配属先は同社B工場C課で、Dの業務に従事していたが、同社B工場に係る厚生年金保険の被保険者期間が1か月間と記録されていることに納得できない。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和28年3月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者のうち、申立人と同年代である26人及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票において、申立人と同日に被保険者台帳記号番号が払い出されている4人の厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、いずれの者にも当該事業所で6か月未満の被保険者記録が複数回確認でき、そのうち所在の判明した11人に照会し10人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない上、複数の者から「仕事の多いときだけ雇用される短期間労働を繰り返していた。」旨の回答がある上、申立期間に被保険者記録が確認できる者からも申立人が申立期間において勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

また、適用事業所名簿において、株式会社AのB工場は平成12年3月31日に同社本社にて、厚生年金保険の一括適用事業所となっており、同社本社が保管する同社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の

控えによると、申立人が同社B工場で昭和28年3月6日に厚生年金保険被保険者の資格を新規に取得した届出が行われたことが確認できる。

さらに、株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人及び前述の4人の名前は見当たらず、これらの者の厚生年金保険被保険者の資格の取得日はいずれも昭和28年3月6日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 8 月 25 日に勤務していた A 株式会社を退職した。私が所持する同年 8 月分の給与明細書において、厚生年金保険料を事業主により控除されているにもかかわらず、ねんきん定期便の記録では同年 8 月は厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

A 株式会社における私の標準報酬月額は、昭和 46 年 4 月 1 日及び 48 年 3 月 1 日に随時改定されているが、当該期間の給与明細書において、事業主により控除されている厚生年金保険料は随時改定後の標準報酬月額に基づく控除額であることから、退職月である同年 8 月分の給与明細書において、事業主により控除されている厚生年金保険料は同年 8 月に係る厚生年金保険料であることは明らかなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 株式会社の昭和 46 年 4 月分及び 48 年 3 月分の給与明細書から、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるとともに、昭和 48 年 8 月分の給与明細書から、同年同月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると推認される。

しかし、申立人は、申立人が A 株式会社を退職した日は昭和 48 年 8 月 25 日であったと述べているところ、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が申立人と同じ同年 8 月 26 日であることが確認でき、申立人と一緒に同社を退職

したとする複数の同僚も退職日は同年8月25日であると述べており、当該同僚のうち、申立人と一緒に同社を退職後にB株式会社に転職したとする同僚の一人は、「A株式会社を退職後、約1週間を経過してからB株式会社に入社したので、A株式会社を退職した日は昭和48年8月25日で間違い無い。」と述べているところ、申立人の雇用保険の被保険者記録からも、申立人の離職日は同年8月25日であることが確認できることから判断すると、申立期間において、申立人がA株式会社に勤務していたことは認められない。

なお、事業主は、申立期間当時の関連資料等が無いため、申立内容について確認できないとしているところ、A株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の当該被保険者資格の喪失日は昭和48年8月26日であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和48年8月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると推認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に雇用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 45 年 10 月まで

私は、知人の紹介で申立期間においてA事業所（現在は、株式会社B）にC職として勤務した。同社は、当時、個人事業所で、従業員数は約17人であったと記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの事業主の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人がA事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、適用事業所名簿により、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、法人登記簿の記録において個人事業所から法人事業所となった平成2年4月1日であることが確認できる。

また、株式会社Bの事業主は、「当社がA事業所であった当時の賃金台帳等の資料は保存しておらず詳細は不明であるが、当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年4月1日であり、同日までの期間については私も国民年金に加入し保険料を納付していた。厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間については、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と供述しているところ、オンライン記録から、当該事業主は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は給与明細書等の申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料等を所持していない上、同僚等の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除状

況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 9 月まで

私は、昭和 30 年 8 月に A 株式会社 B 出張所に採用され、C の販売業務に従事していた。

ねんきん定期便で標準報酬月額の推移を確認すると、昭和 35 年 9 月までの期間は 1 万 4,000 円と記録されている一方、申立期間については 1 万 2,000 円と記録されており、同年 9 月の標準報酬月額より引き下げられていることに納得できない。

当時は高度成長期で、給与は上がることはあっても下がることは無かったし、私自身についても、仕事で失敗して降格させられたり減給になったという記憶は無い。

申立期間に係る標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社 B 出張所に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、昭和 34 年 10 月の定時決定では 1 万 4,000 円であるにもかかわらず、35 年 10 月の定時決定では 1 万 2,000 円に減額されており、給与が毎年昇給していた時期に考えられないとして申立てている。

しかしながら、A 株式会社 B 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然な形跡は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、A 株式会社人事部の担当者は、「申立期間に係る給与台帳等は保

管しておらず、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないが、当社が保管する人事記録によると、申立人は昭和35年7月1日付けで準社員に昇格しており、同年9月より本俸が5,330円（諸手当、残業代除く。）から12,870円（諸手当、残業代含む。）に改定されていることが確認できる。詳細は明らかでないものの、本俸に諸手当、残業代が加算されていた傭員から、本俸に諸手当、残業代が含まれる準社員に昇格したことにもなつて、給与体系が変更されたことにより、結果として一時的に標準報酬月額が下がった可能性も考えられる。」と回答している。

さらに、A株式会社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「残業代が減ったことにより、標準報酬月額が減額することもあったと考えられる。」と述べている。

加えて、厚生年金保険法の規定により、昭和35年10月の定時決定は、同年5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与総額を3で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決定されることとなるが、申立人の場合、前述の人事記録から判断すると、同年9月に改定が決まっていた本俸（12,870円）の額に見合う標準報酬月額（1万2,000円）で決定されたものと推察される。

また、A株式会社B出張所に係る前述の被保険者名簿から、雇用形態や学歴等によって個人毎に事情は異なるものの、昇格や転勤等があったことにより必要に応じて随時改定を行って標準報酬月額を減額又は増額している様子が確認できる。

このほか、申立人に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 17 日から 60 年 3 月 31 日まで
私は、A 学校に産休代替臨時職員として任用されていた申立期間について、厚生年金保険に加入していたと思うので調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している人事異動通知書及びB 事業所が発行した在職証明書から、申立人が申立期間においてA 学校の職員として臨時的に任用されていたことが確認できる。

しかしながら、A 学校を管轄するC 事務所（申立期間当時は、D 事務所）は「申立期間当時の社会保険関係及び給与支払関係書類は、保存期間を過ぎているため既に廃棄されている。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立人が、申立期間当時、A 学校において臨時的任用職員として共に勤務していたとしている同僚は、「私は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、オンライン記録から当該同僚は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、当時、D 事務所からE 事業所へ派遣されたとする者は、「当時は、短期間雇用の臨時的任用職員は厚生年金保険に加入させておらず、国民年金に加入するよう伝えていた。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、A 学校においては臨時的任用職員について、厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、D 事務所及びA 学校は既に廃止されており、当時の事務担当

者も臨時的任用職員に係る社会保険の取扱いについて具体的に記憶していないと述べていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

加えて、申立期間に係るD事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。